

東京都ダンススポーツ連盟  
会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、東京都ダンススポーツ連盟（以下「本連盟」という）  
規約第7条に定める入会金及び会費について定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 本連盟に入会する場合の入会金は、次のとおりとする。  
但し、本連盟規約第6条第1項（1）号の会員及びPD会員は、入  
会金の徴収をしない。

入会金 1000円

(会費)

第3条 本連盟の会員の会費は、次のとおりとする。

会費 年額1000円

(選手会費)

第4条 本連盟の会員で、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟全日本ダン  
ススポーツ統一級の選手登録をしている者は、次の選手会費を納める  
ものとする。

選手会費 年額1000円

(事務手数料)

第5条 本連盟の会員で、本連盟規約第6条第1項（2）号の会員は、次の  
とおり、管理事務のため、事務手数料を支払うものとする。

但し、PD会員は、事務手数料の徴収をしない。

（1）非選手登録者 年額1500円

（2）選手登録者 年額2000円

(改定)

第6条 この規程の改定は、総会の決議によって行うものとする。

附則

この規程は、令和2年6月20日制定する。